

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4995343号
(P4995343)

(45) 発行日 平成24年8月8日(2012.8.8)

(24) 登録日 平成24年5月18日(2012.5.18)

(51) Int.Cl. F 1
G 0 6 Q 3 0 / 0 8 (2012.01) G 0 6 F 1 7 / 6 0 3 1 6

請求項の数 2 (全 17 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2011-267364 (P2011-267364) (22) 出願日 平成23年12月6日(2011.12.6) (62) 分割の表示 特願2001-236851 (P2001-236851) の分割 原出願日 平成13年8月3日(2001.8.3) (65) 公開番号 特開2012-48760 (P2012-48760A) (43) 公開日 平成24年3月8日(2012.3.8) 審査請求日 平成23年12月6日(2011.12.6) (31) 優先権主張番号 特願2001-190 (P2001-190) (32) 優先日 平成13年1月4日(2001.1.4) (33) 優先権主張国 日本国(JP)</p>	<p>(73) 特許権者 300092334 正林 真之 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー (74) 代理人 100106002 弁理士 正林 真之 (72) 発明者 正林 真之 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピア タワー 審査官 山本 雅士</p>
--	--

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 発明オークション方法、及び当該方法が実行可能なサーバ

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

文書寄与者端末、会員弁理士端末および会員企業端末と通信ネットワークを介して接続可能なサーバが実行する方法であって、前記サーバが、

複数の文書寄与者端末からそれぞれ送信された複数の発明原稿および公開予定日を受信したことに応じて、受信した当該複数の発明原稿および公開予定日をそれぞれ原稿プール領域に記憶する段階と、

前記原稿プール領域に記憶された複数の発明原稿および公開予定日に関して、秘密保持義務を負う複数の会員弁理士それぞれの会員弁理士端末からの要求にのみ応じて、それぞれの当該会員弁理士端末個別に当該複数の発明原稿および公開予定日の閲覧を許可する段階と、

10

前記原稿プール領域に記憶された複数の発明原稿および公開予定日のうち特定の発明原稿および公開予定日について、当該特定の発明原稿および公開予定日を送信した前記文書寄与者端末または当該特定の発明原稿および公開予定日の閲覧が個別に許可された前記会員弁理士端末から所定の相手方のみを指定して送信された、当該特定の発明原稿および公開予定日に係る明細書作成の条件提示を受信したことに応じて、当該特定の発明原稿および公開予定日の閲覧が個別に許可された前記会員弁理士端末のみまたは当該特定の発明原稿および公開予定日を送信した前記文書寄与者端末のうち、指定された前記所定の相手方の端末のみに、当該明細書作成の条件提示の送信をする段階と、

前記送信をした前記明細書作成の条件提示を受信した前記会員弁理士端末または前記文

20

書寄与者端末から所定の相手方のみを指定して送信された、条件確認を受信したことに
応じて、前記文書寄与者端末のみまたは前記会員弁理士端末のうち、指定された前記所定の
相手方の端末のみに、当該条件確認の送信をする段階と、

前記送信をした条件確認を受信した前記会員弁理士端末または前記文書寄与者端末から
所定の相手方のみを指定して送信された、条件承認を受信したことに応じて、前記文書寄
与者端末のみまたは前記会員弁理士端末のうち、指定された前記所定の相手方の端末のみに、
合意成立通知を送信する段階と、

前記原稿プール領域に記憶された複数の前記発明原稿および公開予定日のうち、予め定
められた所定期間を経過し、かつ、前記条件承認を受信しなかった前記発明原稿および公
開予定日について、前記原稿プール領域に記憶された複数の発明原稿および公開予定日
10 に関して秘密保持義務を負う複数の会員企業それぞれの会員企業端末からの要求にのみ応じ
て、それぞれの当該会員企業端末個別に当該複数の当該発明原稿および公開予定日の閲覧
を許可する段階と、

前記原稿プール領域に記憶された複数の発明原稿および公開予定日のうち特定の発明原
稿および公開予定日について、当該特定の発明原稿および公開予定日を送信した前記文書
寄与者端末または当該特定の発明原稿および公開予定日の閲覧が個別に許可された前記会
員企業端末から送信された、当該特定の発明原稿および公開予定日に係るライセンス条件
提示を受信したことに応じて、当該特定の発明原稿および公開予定日の閲覧が個別に許可
された前記会員企業端末のみまたは当該特定の発明原稿および公開予定日を送信した前記
20 文書寄与者端末のみに、当該ライセンス条件提示の送信をする段階と、

前記送信をした前記ライセンス条件提示を受信した前記会員企業端末または前記文書寄
与者端末から送信された、条件確認を受信したことに応じて、前記文書寄与者端末のみ
または前記会員企業端末のみに、当該条件確認の送信をする段階と、

前記送信をした条件確認を受信した前記会員企業端末または前記文書寄与者端末から送
信された、条件承認を受信したことに応じて、前記文書寄与者端末のみまたは前記会員
企業端末のみに、合意成立通知を送信する段階と、を
実行する方法。

【請求項2】

文書寄与者端末、会員弁理士端末および会員企業端末と通信ネットワークを介して接続
可能なサーバであって、

複数の文書寄与者端末からそれぞれ送信された複数の発明原稿および公開予定日を受信
30 したことに応じて、受信した当該複数の発明原稿および公開予定日をそれぞれ原稿プール
領域に記憶する手段と、

前記原稿プール領域に記憶された複数の発明原稿および公開予定日に関して、秘密保持
義務を負う複数の会員弁理士それぞれの会員弁理士端末からの要求にのみ応じて、それぞ
れの当該会員弁理士端末個別に当該複数の発明原稿および公開予定日の閲覧を許可する手
段と、

前記原稿プール領域に記憶された複数の発明原稿および公開予定日のうち特定の発明原
稿および公開予定日について、当該特定の発明原稿および公開予定日を送信した前記文書
寄与者端末または当該特定の発明原稿および公開予定日の閲覧が個別に許可された前記会
員弁理士端末から所定の相手方のみを指定して送信された、当該特定の発明原稿および公
40 開予定日に係る明細書作成の条件提示を受信したことに応じて、当該特定の発明原稿およ
び公開予定日の閲覧が個別に許可された前記会員弁理士端末のみまたは当該特定の発明原
稿および公開予定日を送信した前記文書寄与者端末のうち、指定された前記所定の相手方
の端末のみに、当該明細書作成の条件提示の送信をする手段と、

前記送信をした前記明細書作成の条件提示を受信した前記会員弁理士端末または前記文
書寄与者端末から所定の相手方のみを指定して送信された、条件確認を受信したことに
応じて、前記文書寄与者端末のみまたは前記会員弁理士端末のうち、指定された前記所
定の相手方の端末のみに、当該条件確認の送信をする手段と、

前記送信をした条件確認を受信した前記会員弁理士端末または前記文書寄与者端末から
所定の相手方のみを指定して送信された、条件承認を受信したことに応じて、前記文書寄
50

与者端末のみまたは前記会員弁理士端末のうち、指定された前記所定の相手方の端末のみに、合意成立通知を送信する手段と、

前記原稿プール領域に記憶された複数の前記発明原稿および公開予定日のうち、予め定められた所定期間を経過し、かつ、前記条件承認を受信しなかった前記発明原稿および公開予定日について、前記原稿プール領域に記憶された複数の発明原稿および公開予定日に関して秘密保持義務を負う複数の会員企業それぞれの会員企業端末からの要求にのみ応じて、それぞれの当該会員企業端末個別に当該複数の当該発明原稿および公開予定日の閲覧を許可する手段と、

前記原稿プール領域に記憶された複数の発明原稿および公開予定日のうち特定の発明原稿および公開予定日について、当該特定の発明原稿および公開予定日を送信した前記文書寄与者端末または当該特定の発明原稿および公開予定日の閲覧が個別に許可された前記会員企業端末から送信された、当該特定の発明原稿および公開予定日に係るライセンス条件提示を受信したことに応じて、当該特定の発明原稿および公開予定日の閲覧が個別に許可された前記会員企業端末のみまたは当該特定の発明原稿および公開予定日を送信した前記文書寄与者端末のみに、当該ライセンス条件提示の送信をする手段と、

10

前記送信をした前記ライセンス条件提示を受信した前記会員企業端末または前記文書寄与者端末から送信された、条件確認を受信したことに応じて、前記文書寄与者端末のみまたは前記会員企業端末のみに、当該条件確認の送信をする手段と、

前記送信をした条件確認を受信した前記会員企業端末または前記文書寄与者端末から送信された、条件承認を受信したことに応じて、前記文書寄与者端末のみまたは前記会員企業端末のみに、合意成立通知を送信する手段と、を備えるサーバ。

20

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

この発明は、インタ - ネット等の通信回線を通じて、発明であるとは考えているが特許出願等の権利保護を費用を自らかけて行う気がない発明者たる文書寄与者が、当該特許出願のプロ集団の会員や投資家等の会員に前記発明を開示し、前記会員のオ - クションによって前記文書寄与者及び前記会員に所定のサービスを提供し得る発明オ - クション方法及び当該に関する。

【背景技術】

30

【0002】

従来から企業の法務部門や知的財産部門は、専門家としての弁護士、弁理士、税理士、公認会計士、司法書士などと密接な関係を保ちつつ、コンプライズ経営を試みている。

【0003】

一方、近年では、「専門家の数を増やすことによって国民へのサービスを向上させる」といったようなスローガンの下で専門家を増やす試みがなされており、その試みに従って弁護士及び弁理士などの専門家の数が増加しつつあるものの、費用的が前記専門家によってまちまちで仕事の内容によっても価格幅に可也の隔たりを有する状況から、まだまだ企業以外の一般の発明者が気軽に足を運んで相談できるような環境には至っていない。

【0004】

40

また、他方、前記一般の発明者となり得る大学の先生にあっては、研究の成果を学会発表すべく書類に纏めることは日常的に行なわれているものの、その研究成果の全てを特許出願することは行わない。

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

以上のように、現状では弁理士と一般の個人的な発明者との係わり合いが薄く、気軽に前記発明者が弁理士に相談するといったことは費用的な面から難しく、又、研究者たる大学の先生等の発明者が自ら有用な発明であると認識しなくとも、市場性から見れば有用な商品価値があるものも多く、そのような発明者が有用と認識しない発明の場合には世にで

50

ることなく埋もれてしまうといったこともままあるものである。

【0006】

このような状況は、近年のような発明者が単独で発明が完成されることが難しくなったビジネスモデルのような発明ではより顕著なものであり、例えば、経済学や銀行の商取引に詳しい文科系の発明者がインタ - ネット上での商取引としてのビジネスモデルを創作しても、そのビジネスモデルを実現するためには、インタ - ネット技術者の手を借りなければ難しいといった問題もあり、アイデアとして優れていても具現化するために時間を要した結果、世に出ずに埋もれてしまうといった問題がある。特に、世界的に先願主義が多い特許制度においては、具現化に時間を要する結果、発明が埋もれてしまう要因はできるだけ避けることが可能な手法を取り入れることが国益からも望ましいとも考えられる。

10

【0007】

この発明では、このような問題に鑑み、発明者が敢えて特許出願をする意思のないような発明であっても、当該発明と多く接する機会のある弁理士集団の会員が社会的に貢献できる有用な発明であると認識した発明の特許出願書類にまとめて特許出願を行い得るような環境を提供することにより、有用な発明が埋もれることなく世に出すことが可能な発明オ - クションシステムを提供することを第1の目的としている。

【0008】

そして、前記弁理士集団が特許出願を行わなかった発明については、秘密保持契約を当該発明オ - クションシステムの管理者と予め締結した他の会員に閲覧させ、別の観点からその発明の有用性を判断させるようにすることにより、その発明の市場的な価値を評価できる段階的な発明オ - クション環境を提供することを第2の目的とする。

20

【課題を解決するための手段】

【0009】

以上のような目的を達成するために、本発明においては、文書寄与者たる大学の先生等の一般の発明者の書き上げた発明原稿を、インターネット等の通信回線でアクセスして閲覧可能なサーバにランダムに取り出すことが可能なようにデータベース化して記憶し、この記憶された発明原稿を、弁理士集団としての会員と、企業等の投資家集団としての第2の会員に段階的に開示することによって、世に出ないような発明を前記会員によって可及的に発明として特許出願されるような環境を提供する一方、第2の会員が前記会員によって特許出願されなかった発明を含めて有用な投資価値のある発明を市場に送り出すことを促す環境を提供する。

30

【0010】

より具体的には、この発明では以下のようなものを提供する。

第1の発明は、「文書寄与者から提供された複数の発明原稿をプールする原稿プール領域を含み、当該原稿プール領域にプールした前記複数の発明原稿を予め登録された会員弁理士集団の認証を条件として、前記発明原稿を閲覧可能とする段階と、当該会員弁理士集団のいずれかの会員が前記複数の発明原稿の中から特定の発明原稿を選択入力して閲覧したことを記憶する段階と、前記閲覧された発明原稿の前記文書寄与者に対して、当該発明原稿に基づいて特許出願用の明細書作成のための条件提示を促すか、或いは、前記発明原稿を閲覧した会員に対して当該発明原稿に基づいて特許出願用の明細書作成を行う条件提示を促す条件提示入力画面データを送出する段階と、前記条件提示入力画面データに基づく前記文書寄与者或いは前記会員による条件提示入力済みデータを受信する段階と、前記受信された条件提示入力済みデータに基づいて条件確認データを作成する段階と、前記条件確認データを作成する基礎となった前記条件提示入力済みデータが前記文書寄与者からの受信データの場合、その文書寄与者の発明原稿を閲覧した前記会員に対して前記条件確認データを送信し、又は、前記条件確認データを作成する基礎となった前記条件提示入力済みデータが前記会員からの受信データの場合、その会員が閲覧した発明原稿の提供者である前記文書寄与者に対して前記条件確認データを送信する段階と、前記送信された条件確認データに基づく条件承認データを前記文書寄与者又は前記会員から受信した場合には、その旨を前記条件提示入力済みデータの提供者である前記文書寄与者又は前記会員に対

40

50

して提示した条件で合意された旨を通知する段階とを含むことを特徴とする発明オークション方法。」である。

【0011】

この第1の発明によれば、世に出ない埋もれる可能性のあった発明を、弁理士等の発明を見る目の確かな会員が適宜拾い上げ、特許出願という形で世に送り出すことが可能となる。

【0012】

また、第2の発明は、「前記複数の発明原稿のうち予め定められた所定期間の間に、特許出願用の明細書作成のための前記合意がなされなかったものは、予め前記発明原稿の内容についての秘密保持義務を負うことに条件に会員登録された企業を含む投資家集団としての第2の会員に対して閲覧可能にする段階と、当該第2の会員のいずれかが前記複数の発明原稿の中から特定の発明原稿を選択入力して閲覧したことを記憶する段階と、前記閲覧された発明原稿の前記文書寄与者に対して、当該発明原稿に基づいて発明開示又は譲渡のための条件提示を促すか、或いは、前記発明原稿を閲覧した第2の会員に対して当該発明原稿に基づいて発明開示又は譲渡の条件提示を促す条件提示入力画面データを送出する段階と、前記条件提示入力画面データに基づく前記文書寄与者或いは前記前記第2の会員による条件提示入力済みデータを受信する段階と、前記受信された条件提示入力済みデータに基づいて条件確認データを作成する段階と、前記条件確認データを作成する基礎となった前記条件提示入力済みデータが前記文書寄与者からの受信データの場合、その文書寄与者の発明原稿を閲覧した前記第2の会員に対して前記条件確認データを送信し、又は、前記条件確認データを作成する基礎となった前記条件提示入力済みデータが前記第2の会員からの受信データの場合、その第2の会員が閲覧した発明原稿の提供者である前記文書寄与者に対して前記条件確認データを送信する段階と、前記送信された条件確認データに基づく条件承認データを前記文書寄与者又は前記第2の会員から受信した場合には、その旨を前記条件提示入力済みデータの提供者である前記文書寄与者又は前記第2の会員に対して提示した条件で合意された旨を通知する段階とを含むことを特徴とする請求項1に記載の発明オークション方法。」である。

【0013】

この第2の発明によれば、投資家的な商品の市場性に長けた第2の会員が、上記会員により特許出願の形で世に送り出されなかった発明も含めて、適宜に、商品化或いは特許出願等の費用を負担して世に送り出すことが可能となる。

【0014】

したがって、世の中に対して有用な発明を埋もれさせてしまうといった社会的な損失を低減する一方、優秀な発明者に対して社会が利益還元を行って更に有用な発明をなすための資金源を提供し、市場の活性化に寄与できる可能性が高まるといったメリットがある。

【0015】

第3の発明では、「文書寄与者から提供された複数の発明原稿をプールする原稿プール領域を含み、当該原稿プール領域にプールした前記複数の発明原稿を予め登録された会員弁理士集団の認証を条件として、前記発明原稿を閲覧可能とする段階と、当該会員弁理士集団のいずれかの会員が前記複数の発明原稿の中から特定の発明原稿を選択入力して閲覧したことを記憶する段階と、前記閲覧された発明原稿の前記文書寄与者に対して、当該発明原稿に基づいて特許出願用の明細書作成のための条件提示を促すか、或いは、前記発明原稿を閲覧した会員に対して当該発明原稿に基づいて特許出願用の明細書作成を行う条件提示を促す条件提示入力画面データを送出する段階と、前記条件提示入力画面データに基づく前記文書寄与者或いは前記会員による条件提示入力済みデータを受信する段階と、前記受信された条件提示入力済みデータに基づいて条件確認データを作成する段階と、前記条件確認データを作成する基礎となった前記条件提示入力済みデータが前記文書寄与者からの受信データの場合、その文書寄与者の発明原稿を閲覧した前記会員に対して前記条件確認データを送信し、又は、前記条件確認データを作成する基礎となった前記条件提示入力済みデータが前記会員からの受信データの場合、その会員が閲覧した発明原稿の提供者

10

20

30

40

50

である前記文書寄与者に対して前記条件確認データを送信する段階と、前記送信された条件確認データに基づく条件承認データを前記文書寄与者又は前記会員から受信した場合には、その旨を前記条件提示入力済みデータの提供者である前記文書寄与者又は前記会員に対して提示した条件で合意された旨を通知する段階とを含むことを特徴とする発明オークション方法が実行可能なサーバ。」である。

【0016】

この第3の発明によれば、記述した第1の発明と同様の効果が期待できる。

【0017】

第4の発明によれば、「前記複数の発明原稿のうち予め定められた所定期間の間に、特許出願用の明細書作成のための前記合意がなされなかったものは、予め前記発明原稿の内容についての秘密保持義務を負うことに条件に会員登録された企業を含む投資家集団としての第2の会員に対して閲覧可能にする段階と、当該第2の会員のいずれかが前記複数の発明原稿の中から特定の発明原稿を選択入力して閲覧したことを記憶する段階と、前記閲覧された発明原稿の前記文書寄与者に対して、当該発明原稿に基づいて発明開示又は譲渡のための条件提示を促すか、或いは、前記発明原稿を閲覧した第2の会員に対して当該発明原稿に基づいて発明開示又は譲渡の条件提示を促す条件提示入力画面データを送出する段階と、前記条件提示入力画面データに基づく前記文書寄与者或いは前記第2の会員による条件提示入力済みデータを受信する段階と、前記受信された条件提示入力済みデータに基づいて条件確認データを作成する段階と、前記条件確認データを作成する基礎となった前記条件提示入力済みデータが前記文書寄与者からの受信データの場合、その文書寄与者の発明原稿を閲覧した前記第2の会員に対して前記条件確認データを送信し、又は、前記条件確認データを作成する基礎となった前記条件提示入力済みデータが前記第2の会員からの受信データの場合、その第2の会員が閲覧した発明原稿の提供者である前記文書寄与者に対して前記条件確認データを送信する段階と、前記送信された条件確認データに基づく条件承認データを前記文書寄与者又は前記第2の会員から受信した場合には、その旨を前記条件提示入力済みデータの提供者である前記文書寄与者又は前記第2の会員に対して提示した条件で合意された旨を通知する段階とを含むことを特徴とする請求項3に記載の発明オークション方法が実行可能なサーバ。」である。

【0018】

この第4の発明によれば、記述した第2の発明と同様の効果を奏する。

【0019】

(用語の定義)

「文書寄与者」とは、大学の研究者や個人発明家、或いは自然法則を利用した技術的思想の創作をなした自然人、及び当該自然人から前記発明を譲渡された者、並びに会社などの団体を含み、実施の形態で説明するサーバに対して発明原稿を提供でき得る者の全てを含む。

【0020】

「発明原稿」とは、特許庁へ特許又は実用新案登録出願を行うための明細書作成に利用可能な発明の説明書であって、企業で言えば発明届出書や提案届出書に準じるもの全てを含む概念である。

【0021】

「会員弁理士集団」とは、各々が弁理士法に規定された弁理士、及び該弁理士に準じる秘守義務を負い、且つ業として特許出願業務等を行うことができる者からなる集団である。

【発明の効果】

【0022】

以上説明した、この発明によれば、世に出ずに埋もれてしまうような発明を、世に送り出し、場合によってはスポンサーを付けてその発明を製品化するなどの可能性を提供する発明オークション方法、及び当該方法が実行可能なサーバを提供することができる。

【図面の簡単な説明】

10

20

30

40

50

【 0 0 2 3 】

【図 1】本発明に係わる通信回線網の構成を示す概略図である。

【図 2】本発明に係わるユーザ端末としての携帯電話の構成を示すブロック図である。

【図 3】本発明に係わるユーザ端末としてのパーソナルコンピュータの構成を示すブロック図である。

【図 4】本発明に係わるサーバの構成を示すブロック図である。

【図 5】本発明を適用したインターネット等の広域ネットワークを用いた発明オークション方法の一例を示すフロー図である。

【図 6】本発明を説明するための表示画面の説明図である。

【図 7】本発明を説明するための表示画面の説明図である。

10

【図 8】本発明を説明するための表示画面の説明図である。

【図 9】本発明を説明するための表示画面の説明図である。

【図 10】本発明を説明するための表示画面の説明図である。

【図 11】本発明を説明するための表示画面の説明図である。

【図 12】本発明を説明するための表示画面の説明図である。

【発明を実施するための形態】

【 0 0 2 4 】

以下、本発明に係るインターネット等の広域ネットワークを用いた出会いサービスの提供方法が実行可能なサーバを適用したネットワークシステムに好適な実施形態について、図を参照しながら説明する。

20

【 0 0 2 5 】

(構 想)

図に沿って本発明の実施の形態について説明する前に、本発明の構想について以下に説明する。

【 0 0 2 6 】

例えば、大学の先生が、学会への発表用原稿を作成する際に、当該作成した発表用原稿を未発表原稿の状態サーバにストックするようにする。そして、秘密保持義務を負った複数の弁理士(予め登録された会員(弁理士会員)とする)が、当該ストックされた発表原稿を見て、将来モノになりそうな原稿を選び、特許請求の範囲を作成し、前記発表用原稿と合体させて、出願明細書を作成する。勿論、明細書全文を作成するようにしても良いのは勿論であるが、この文書原稿者が例えば大学の先生であって、この先生が学会に発表するために用意した発表原稿であれば、特許出願用の明細書の実施例に相当するような記載要件を十分に満たしていると考えられるため、前述したような発明の要旨を抽出して特許請求の範囲を少なくとも作成することによって、前記明細書の形態を十分満たすことになる。

30

【 0 0 2 7 】

出願明細書を作成した弁理士に対しては、明細書作成手数料としては極めて低額のものしか支払わないが(特許印紙代と併せて、5万~10万程度)、ロイヤリティが入ったときには、その5~10%を支払うようにするか、明細書作成手数料の本来の額の10倍を支払うようにする(意見書・補正書等の中間処理の手続費用も同様とする)。

40

【 0 0 2 8 】

会員が前記発表用原稿を閲覧して他の会員と同じ条件でオークションを行う段階で、一つの発明に対して複数の弁理士が競合した場合には、基本的には何ら手段を講じることなく放置する。そして、放置した結果、複数の出願がなされた場合には、その出願後にどのような処理を行うかの判断をすればよい。そして、基本的には先願が勝つことになるが、先願の明細書の質が極めて悪いような場合には、複数の特許出願の全てを包含した国内優先権主張出願をすることもできる。更に、最終的な利益配分は、明細書の質に応じて発明者及び会員との協議により案分するれば良い。これによって、素早く、良い明細書を出そうというインセンティブが働くといった効果を狙うことができる。

【 0 0 2 9 】

50

なお、複数の会員たる弁理士による利益の案分の問題が生じた場合でも、そのような発明は重要発明であり、ロイヤリティも多く入ると考えられるので、心配はないと考えられる。

【 0 0 3 0 】

次に、会員としての弁理士による選別から漏れた原稿は（選別期間は三ヶ月程度が適当であると思う）、弁理士会員によって選ばれたものと共に、秘密保持義務を負った複数の企業（予め登録された第2の会員（企業会員）とする）の選別に供する（要するに、弁理士会員 企業会員へと回すのである）。

【 0 0 3 1 】

第2の会員としての企業会員における選別は、弁理士会員のものと同様であるが、企業会員は自らがロイヤリティを払う側であるので、弁理士会員によって選ばれたもの以外の原稿をうまく選別した企業は、それがどんな発明であろうとランブサム（例えば1千万円程度）のロイヤリティで済む、というような取り決め等をすることによって、発明を選別した企業のロイヤリティが低額で収まるようにしてあげるのである。なお、複数の企業が競合した場合には、先願主義によって調整するものとし、国内優先権制度は利用しないことが好ましい。

【 0 0 3 2 】

前記弁理士会員によって既に選ばれたものである場合であって、出願が終了している発明については実施契約交渉に入る。

【 0 0 3 3 】

前記弁理士会員にも前記企業会員にも選ばれなかった原稿は、適当な請求の範囲を作ってサーバ管理者が特許出願だけしておくようにする。

【 0 0 3 4 】

以下、上述した構想を実現するための前提となるネットワークシステムについて図に基づいて説明する。

【 0 0 3 5 】

図1は本発明に係るインターネット等の広域ネットワークを用いた発明オークション方法および当該方法が実行可能なサーバを適用したネットワークシステム1の構成を示すブロック図である。この図1に示すネットワークシステム1において、パケット網/PDC（Personal Digital Cellular）網2に対して、基地局3A、3B、3C……を介して多数のユーザである文書寄与者（発明者）、弁理士等の秘守義務のある会員並びに企業等のライセンス候補である第2の会員の所有する携帯電話4A……が接続されるようになされており、インターネット通信網6に対して、不特定多数のユーザの所有するパーソナルコンピュータ4Bが接続されるようになされている。各携帯電話4A又はパーソナルコンピュータ4Bの前記ユーザのユーザ端末は、パケット網/PDC網2やインターネット網などの通信回線網を介して互いに音声データや文字データの授受を例えばTDMA（Time Division Multiple Access）と呼ばれる時分割多重接続方式で行うことができる。

【 0 0 3 6 】

前記携帯電話4Aは、互いに音声データや文字データ或いは画像データ等の授受を行なうに加えて、パケット網/PDC網2を介してパケット通信によって情報センタ5にアクセスすることができる。情報センタ5は、携帯電話4Aからの要求に応じて、インターネット通信網6に接続されているサーバ7A、7B又は専用線によって接続されているサーバ8から種々の情報を取得し、これを要求元の携帯電話4Aに受け渡す。これにより、携帯電話4Aを所持する前記ユーザは、外出先等、その居場所に拘わらず、所望の情報をサーバ7A、7B又は8から取得することができる。

【 0 0 3 7 】

また、前記パーソナルコンピュータ4Bは、インターネット通信網6を介して、インターネット通信網6に接続されているサーバ7A、7B又は専用線によって接続されているサーバ8から種々の情報を取得し、これを要求元のパーソナルコンピュータ4Bに受け渡

10

20

30

40

50

す。

【 0 0 3 8 】

この発明における通信回線網とは、上記パケット網 / P D C 網 2、前記基地局 3 A、3 B、3 C、前記情報センタ 5、前記インターネット通信網 6 などがこれに相当する。

【 0 0 3 9 】

また、この発明における端末とは、上記携帯電話 4 A やパーソナルコンピュータ 4 B 或いはその他の表示画面付き端末であれば何でも採用することができる。

【 0 0 4 0 】

さらに、この発明におけるインターネット等の広域ネットワークを用いた発明オークション方法が実行可能なサーバは、サーバ 7 (サーバ 7 A、7 B) 又は専用線によって接続されているサーバ 8 のいずれであっても採用可能である。

10

【 0 0 4 1 】

図 2 はユーザが所持する端末としての携帯電話 4 A の構成を示すブロック図である。この図 2 に示されるように、携帯電話 4 A においては、データバス B U S に C P U 1 1、メモリ 1 2、基地局 3 A、3 B、3 C ……との間で信号の送受信を行う送受信部 (R F) 1 5、送受信部 1 5 において受信した R F (R a d i o F r e q u e n c y) 信号をベースバンド信号に変換すると共に送信しようとするベースバンド信号を R F 信号に変換するベースバンド処理部 1 6、マイクロホン 1 8 及びスピーカ 1 9 とのインターフェイスである入出力処理部 1 7、液晶表示パネル等で構成された表示部 1 4 及びキーボードやジョグダイヤル等なる入力操作部 1 3 が接続されている。

20

【 0 0 4 2 】

C P U 1 1 はメモリ 1 2 に格納されている動作プログラムに従って種々の動作を実行するようになされており、当該動作に応じて各回路部を制御する。C P U 1 1 の各種処理内容は必要に応じて表示部 1 4 に表示される。

【 0 0 4 3 】

入力操作部 1 3 は、ユーザが所望の通話先の電話番号を入力すると、当該電話番号を表すデータを C P U 1 1 に供給する。C P U 1 1 はユーザが入力した電話番号で表される通話先に対して、送受信部 1 5 を介して接続要求を送信する。このときパケット網 / P D C 網 2 は通話先の応答に応じて回線を接続する。回線が接続されると、送受信部 1 5 は、アンテナを介して受信した通話先からの R F 信号をベースバンド処理部 1 6 に供給し、ここで R F 信号をベースバンド信号に変換する。ベースバンド処理部 1 6 は当該変換されてなるベースバンド信号を入出力部 1 7 に供給することにより、受信された通話先からの音声信号をスピーカ 1 9 から音声として出力する。

30

【 0 0 4 4 】

また、ユーザがマイクロホン 1 8 を介して音声を入力すると、入出力部 1 7 はマイクロホン 2 8 から供給される入力音声信号をベースバンド処理部 1 6 に供給し、ここでベースバンド信号を R F 信号に変換する。そしてベースバンド処理部 1 6 は当該変換されてなる R F 信号を送受信部 1 5 を介してパケット網 / P D C 網 2 に送信することにより、当該 R F 信号を、パケット網 / P D C 網 2 に回線接続された通話先に対して送信する。かくして携帯電話 4 A を使用するユーザは、通話先である他のユーザとの間で携帯電話を介した会話をすることができる。

40

【 0 0 4 5 】

また、C P U 1 1 は、ユーザが入力操作部 1 3 を操作することにより入力される種々の情報 (文字情報や特定の選択情報等) をパケットデータに変換した後、これをベースバンド処理部 1 6 及び送受信部 1 5 を介してパケット網 / P D C 網 2 に送信する。パケット網 / P D C 網 2 は、このパケットデータを情報センタ 5 に送る。また、情報センタ 5 からパケット網 / P D C 網 2 を介して送信されるパケットデータ化された情報が、重畳された R F 信号を、送受信部 1 5 及びベースバンド処理部 1 6 を介して取り込み、表示部 1 4 に表示する。

【 0 0 4 6 】

50

かくして携帯電話 4 A を使用するユーザ（会員及び第 2 の会員）は、通話先である情報センタ 5 との間で、サーバ 7（7 A, 7 B）やサーバ 8 によって提供される種々のサービスの提供を受けることができる。

【 0 0 4 7 】

図 3 は、ユーザが所持する端末としてのパーソナルコンピュータ 4 B の構成を示すブロック図である。この図 3 に示されるように、パーソナルコンピュータ 4 B は、データベースに接続された CPU 2 1、メモリ或いはハードディスク等の記憶部 2 2、モデム 2 3、CRT や液晶等の表示部 2 4、並びに入力手段としてのキーボード 2 5 とから構成されており、前記 CPU 2 1 は、記憶部 2 2 内に格納されたインターネットエクスペローラなどの通信プログラムによって、前記モデム 2 3 を介して前記サーバ 7、8 と通信回線網を通じて接続される。この接続された状態で、このパーソナルコンピュータ 4 B により、前記ユーザ端末としての携帯電話 4 A と同様に、サーバ 7（7 A, 7 B）やサーバ 8 によって提供される種々のサービスの提供を受けることができる。

10

【 0 0 4 8 】

図 4 はサーバ 7 の構成を示すブロック図である。この図 4 に示されるように、サーバ 7 は、データベース BUS に接続された CPU 3 1、メモリ 3 2、通信インターフェイス 3 3 及びデータベース 3 4 並びにタイマー手段 3 5 とを有し、CPU 3 1 はメモリ 3 2 に格納されている制御プログラムに従って種々の処理を実行するようになされている。すなわち、CPU 3 1 は通信インターフェイス 3 3 によって接続されたインターネット通信網 6 を介して、送信される各携帯電話 4 A・・・、パーソナルコンピュータ 4 B・・・、からの入力情報を受け取り、これをメモリ 3 2 に格納する。

20

【 0 0 4 9 】

一方、CPU 3 1 は通信インターフェイス 3 3 によって接続されたインターネット通信網 6 を介して、送信される各携帯電話 4 A・・・、パーソナルコンピュータ 4 B・・・、に対して条件提示入力画面データ等や発明原稿のデータを前記データベース 3 4 やメモリ 3 2 から抽出して出力情報を作成し送信する。前記データベース 3 4 の一部には、複数の発明原稿データをプール（記憶し格納）する原稿プール領域を有しており、この原稿プール領域に記憶された電子情報に基づいて掲示板データが作成されている。

【 0 0 5 0 】

前記発明原稿データは、所定のフォームで発明者から提示された複数の発明原稿をランダムに前記原稿プール領域から抽出可能な形式で記憶している。この記憶させる方式は、書面でサーバ 7（8）側に送付された発明原稿をサーバ 7（8）管理者が側が所定のフォームにイメージ又は所定の文書入力により記憶させる方式と、前記インターネット等の通信回線網を通じてオンライン上で前記文書寄与者のユーザ端末から転送する方式など任意に採用することができる。

30

【 0 0 5 1 】

また、前記データベース 3 4 には、図 4 の「会員情報」内に、複数の会員弁理士集団としての各々の会員の個人情報と、予め発明原稿の内容についての秘密保持義務を負うことに条件に会員登録された企業を含む投資家集団としての第 2 の会員の ID 情報とが記憶されており、この個人情報や ID 情報として記憶された ID コード（会員コード）やパスワードを使用してサーバ 7（8）がまず認証作業を行った後に、データベース 3 4 内に記憶された発明原稿の閲覧が可能となるようにしている。

40

【 0 0 5 2 】

前記制御プログラムと CPU 3 1 とにより、この実施の形態の制御部を形成し、当該制御プログラムは、少なくとも前記会員が真性な会員かどうかを認証する認証作業プログラム、前記複数の発明原稿の中からキーワード検索等で検索を行うための検索プログラム、タイマー手段 3 5 によって予め定められた例えば 3 ヶ月を経過した発明原稿を、弁理士集団の会員のみに関連可能にする状態から、他の投資家等の第 2 の会員に関連可能とする状態に移行することを制御する時限設定変更プログラムを含んでいる。

【 0 0 5 3 】

50

メモリ32には、当該サーバ7(8)に端末がアクセスした場合に端末側に送信するデフォルト画面情報(メニュー選択画面情報)や条件提示画面情報を含む発明投稿画面情報などの各種入力画面情報が記憶されている。そして、同メモリ32には、前記発明原稿を提供する文書寄与者や弁理士等の会員、或いは企業などのライセンシー候補としての投資家たる第2の会員との所有する携帯電話4A、・・・やパーソナルコンピュータ4B、・・・から受信される電子データが一時格納記憶されるのに供される。前記電子データとしては、文書寄与者の発明原稿に係わる文字情報等や、発明に基づいて前記文書寄与者又は会員(第2の会員)から送信される条件提示入力済みデータ(詳しくは後述する)、或いは当該条件提示入力済みデータに応じた条件確認データ(詳しくは詳述する)の文字情報が相当するが、これに限らず音声情報としても良いのは勿論である。このような音声情報とする場合には、バーチャルなアニメーションや周知のボイスチェンジャ技術を採用して、本人の声や顔を利用しないことが、お互いの匿名状態を維持する意味や恥じらわないで発明を投稿できる環境を形成する上で好ましい。

10

【0054】

次に、図5乃至図12を参照しつつ、本発明を適用したインターネット等の広域ネットワークを用いた発明オークション方法の流れについて説明する。なお、以下の説明では、携帯電話4A, パーソナルコンピュータ4Bを総称して端末4として説明する。

【0055】

まず、前記端末4を使用してインターネット等の広域ネットワークを用いた発明オークション方法が実行可能なサーバ7又は8に接続すると図6に示すメニュー選択画面Aが端末4に対して送信され、各端末にメニュー選択画面Aが表示される(図5参照)(ステップS1)。

20

【0056】

ステップS1のメニュー選択画面が端末4に表示されると、次に端末4からの1.~4.の入力信号が送信されるのを待つ。

【0057】

[2.「会員登録したい」が選択された場合]

2.「会員登録したい」が選択されると、サーバ7(8)はデータベース34から図7の会員登録画面Bの電子データが端末4に送信される。(ステップS2)

【0058】

そして、図7の会員登録画面Bが端末4の表示部24(14)に表示されると、5.「発明者として登録」、6.「弁理士として登録」、7.「投資家として登録」の何れの登録を行うかの入力がキーボード25(入出力操作部13)で行なわれるのを待つ。

30

【0059】

5.「発明者として登録」が選択された場合には、図8の発明者会員登録画面Cを送信し(ステップS3)、6.「弁理士として登録」が選択された場合には、図9の弁理士会員登録画面Dを送信し(ステップS4)、7.「投資家として登録」が選択された場合には、図10の投資家会員登録画面Eを送信する(ステップS5)制御を前記制御プログラムによりCPU31が行う。

【0060】

前記C~Eの会員登録画面には、何れも金銭決済の方式を決定する入力項目が設けられており、この入力項目に金銭決済を設けて会員登録と同時にに行わせることにより、後の会員間での金銭の授受を容易ならしめるようにしている。

40

【0061】

そして、この実施の形態では、図示して説明することは行わないが、各1.~3.の会員ごとに作成した会員規約を表示させて、例えば、7.「投資家として登録」の場合には、このサイトで知った発明の内容についての秘密保持義務を提示しこれに同意することにより、オンライン上での秘密保持契約の締結を行うようにしている。

【0062】

上記前記C~Eの会員登録画面が全て適正に入力されたことを、CPU31が制御プロ

50

グラムに基づいて判定した場合（ステップS6）には、処理を終了する。この処理の終了と同時にまたは後に、各会員に対しての会員コードとパスワードが夫々の予め登録された端末4又はその会員の住所に書面にて送信されることになる。

【0063】

次に、図6のメニュー選択画面Aに戻って、1.が選択された場合について以下に説明する。

【0064】

[1.「(オークションの)内容を知りたい」が選択された場合]

サーバ7(8)のCPU31が制御プログラムの制御に基づいて、データベースから予め用意された本サイトのオークション内容説明画面送信の制御を行う(ステップS7)。

【0065】

また、図6のメニュー選択画面Aに戻って、4.が選択された場合について以下に説明する。

【0066】

[4.「ものになりそうな発明を探したい」が選択された場合]

サーバ7(8)のCPU31が制御プログラムの制御に基づいて、前述した認証プログラムによる認証が終了し、真性なユーザの端末4からのアクセスであることを確認した上で、前記データベース34の発明原稿データを記憶した掲示板データへのアクセスを許可し、前記ユーザの端末4からアクセス要求があった場合に図11の発明掲示画面Fの送信の制御を行う(ステップS8)。

【0067】

前記発明掲示画面Fを、会員として予め登録した弁理士集団としての会員、及び投資家集団としての第2の会員に開示する。前記第2の会員に開示する発明原稿は、前記タイマ手段35によって予め定められた3ヶ月を経過した発明原稿、及び、既に前記会員によって特許出願が完了した発明のみが、制御プログラムに基づいてCPU31の制御の基に前記第2の会員に開示されるように開示対象会員を規制している。

【0068】

発明掲示画面Fから明らかなように、夫々の発明の概要説明と併記した公開予定日を記載するようにしている。この公開予定日を弁理士集団としての会員が見て、出願を完了しなければならない期限を認知できるように配慮している。勿論、その開示が新規性の例外適用(特許法30条)該当する場合があるので、夫々の発表予定先も同時に併記することが好ましい。

【0069】

次に、発明掲示画面Fの「詳細閲覧」のボタンスイッチを選択する(端末がパソコンの場合にはクリックする)と、この端末4からの選択入力を受信をサーバ7(8)が受けて、図12に示す発明の内容をより詳細に説明する発明投稿画面Gを送信する。

【0070】

この発明投稿画面Gには、発明の要約と、添付書類(例えば、図面、データなど)及び、前記本発明内容の公開時期、並びに、ライセンスを供与する意思の有無、そして、ライセンスを供与する場合の希望ライセンス条件を記載している。このような記載内容は、文書寄与者としてのユーザから予め文書や面談などによって情報収集したものを記載したもので良いが、前記端末4をサーバ7(8)に対して接続し、オンライン上で上記記載内容を登録するように構成しても良いが、この実施の形態ではオンライン上での登録を行うようにしている。

【0071】

上記オンライン上での登録が、以下に説明する[3.「発明を投稿したい」が選択された場合]である。

【0072】

次に、図示しないが、発明投稿画面Gに記載されたライセンス条件等を、前記弁理士会員や企業等の投資家としての前記第2の会員が見て、そのライセンス条件を受けるかどうか

10

20

30

40

50

か、或いは、明細書を作成する条件として同意できるかどうかを検討し、サーバ7(8)を介して相手先(文書寄与者)に返信するようにしている。この返信は、前記発明原稿画面Gに返信ボタンを形成し、当該返信ボタンを選択することにより、自動的にサーバ7(8)を介してその発明原稿画面Gの投稿者である文書寄与者の端末4に送信されるようにすることにより、サーバ7(8)を介して契約を締結するように構成している。

【0073】

そして、最終的にお互いに同意された契約内容は、前記制御プログラムによってCPU31の制御により、自動的に編集されて最終契約書データとしてお互いの端末4に送信して再確認するようにしている。

【0074】

このように、この実施の形態では、サーバ7(8)を第三者的な立場に置き、お互いの意向で契約作成して契約を締結するように構成しているが、これに限らず予めサーバ7(8)で契約のフォームを作成しておき、その契約内容の取引条件でのオークションを行うことを予め全ての会員(文書寄与者も含む)に包括契約をサーバ7(8)と前記会員との間で締結しておくようにすることもできる。

【0075】

3. 「発明を投稿したい」が端末4からの操作入力により選択されると、サーバ7(8)は、データベースの発明投稿画面データを抽出し、発明揭示画面Gの送信の制御を行う(ステップS9)。

送信が終了すると、発明投稿画面Gが端末4の表示部14(24)に表示され、この表示された発明投稿画面Gに基づいて文書寄与者としてのユーザ自身の入力により所定事項の入力が適正に入力された前記発明投稿画面Gをサーバ7(8)で受信したことを契機にして、発明原稿画面Gの登録を完了する。この発明原稿画面Gの発明の要約が、前記制御プログラムに基づいたCPU31の制御により、発明揭示板Fの概要の欄に文字数を制限されて転用される。

【符号の説明】

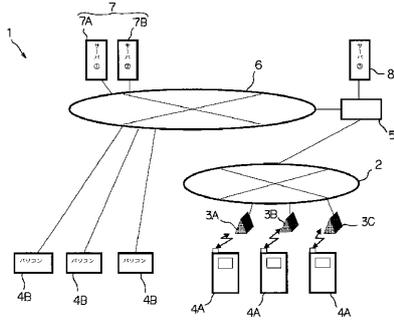
【0076】

4・・・端末、6・・・インターネット通信網、7,8・・・サーバ

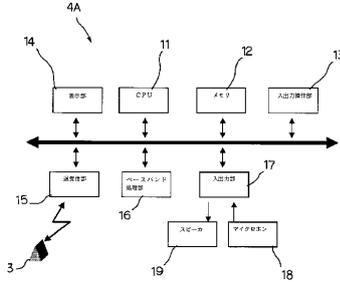
10

20

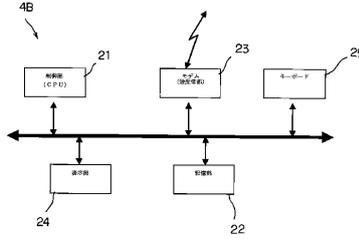
【図1】



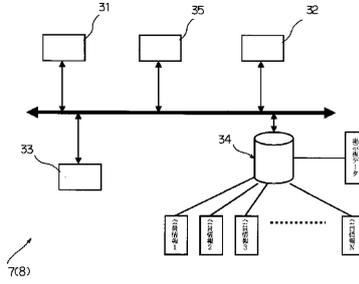
【図2】



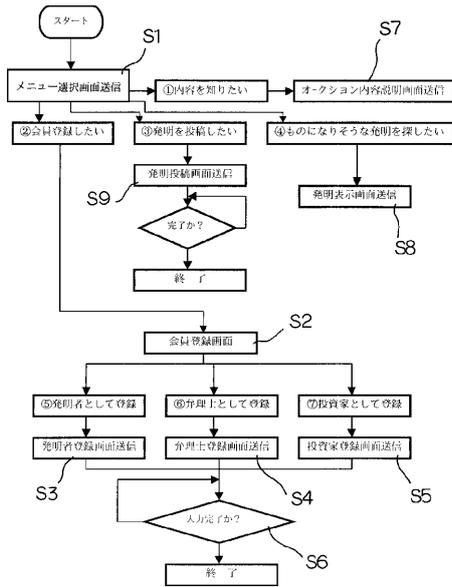
【図3】



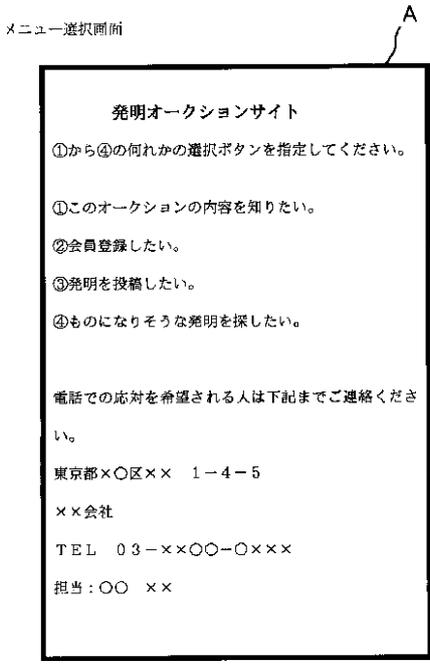
【図4】



【図5】



【図6】



【図7】

会員登録画面

B

会員登録画面

あなたは、以下のどれに該当しますか？

⑤発明者として発明を投稿したい。
 ⑥弁理士であり、暇な時に将来ものになりそうな発明に対して
 技術的な視点から明細書を作成してみたい。
 ⑦弁理士ではないが、他人のアイデアで面白くものになりそう
 なものがあれば、そのアイデアに投資してみたい。
 ※売買等が成立しなければ原則として費用は発生しません
 が、会費の数を定期的に整理するため、登録維持料として、年
 会費500円を毎年徴収させていただきます。

⑤発明者として登録

⑥弁理士として登録

⑦投資家として登録

【図8】

発明者会員登録画面

C

発明者会員登録画面

登録された内容は、他の会員と契約締結の段階までは、非公開
 に扱われますのでご安心ください。

住所

電話番号

氏名

メールアドレス @

所属大学

所属学会

今まで出願した特許・実用公開番号/登録番号

売買契約が成立した場合の振込先

銀行名 支店名

口座種別 番号

年会費等の引落先（後日に自動引落の書類をお送りします）

銀行振り替え クレジットカード決済

【図9】

弁理士会員登録画面

D

弁理士会員登録画面

登録された内容は、他の会員と契約締結の段階までは、非公開
 に扱われますのでご安心ください。

住所

電話番号

氏名

メールアドレス @

弁理士登録番号

得意分野

売買契約が成立した場合の振込先

銀行名 支店名

口座種別 番号

年会費等の引落先（後日に自動引落の書類をお送りします）

銀行振り替え クレジットカード決済

【図10】

投資家会員登録画面

E

投資家会員登録画面

登録された内容は、他の会員と契約締結の段階までは、非公開
 に扱われますのでご安心ください。

住所

電話番号

氏名

メールアドレス @

経営会社名
 (所属会社名)

投資予定金額

年会費等の引落先（後日に自動引落の書類をお送りします）

銀行振り替え クレジットカード決済

売買契約料金等の手付金等の引落にも使用しますので予めご
 了承ください。

売買契約が成立した場合の振込先

銀行名 支店名

口座種別 番号

【図11】

発明揭示板

F

発明揭示画面

発明(1)

概要

公開予定日(学会発表日) ○○××年○○月××日

発明(2)

概要

公開予定日(学会発表日) ○○××年○○月××日

発明(3)

概要

【図12】

発明投稿画面

G

発明投稿画面

発明の要約

公開予定日(学会発表日)

年 月 日

ライセンスの可否 不可 (特許法)
希望ライセンス条件(あくまでも目安となる条件)

フロントページの続き

- (56)参考文献 特開2000-268111(JP,A)
特開2000-132606(JP,A)
特開2000-322352(JP,A)
特開2000-057213(JP,A)
特開平04-241061(JP,A)
特開平10-283400(JP,A)
特開平11-282854(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06Q 10/00 - 50/34